

旅行会社招聘・企画会議等運営業務 提案競技実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名 旅行会社招聘・企画会議等運営業務
- (2) 業務内容 別添『旅行会社招聘・企画会議等運営業務 委託仕様書』のとおり
- (3) 業務期間 契約日から令和7年6月30日まで
- (4) 事業提案上限額 1,650,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 応募資格

この企画提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 単独の法人または複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」）であること。
- (2) 単独の法人として参加する場合は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。コンソーシアムで参加する場合は、コンソーシアムの構成員のうち1以上は県内法人であること。
- (3) 参加する単独の法人もしくはコンソーシアムの構成員が、類似する業務の実績を有し、当該事業を的確に遂行する能力を有すること。
- (4) 単独の法人、もしくは、コンソーシアムの構成員は次の各号を満たすこと。
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (ウ) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (エ) 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - (オ) 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - (カ) 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - (キ) 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、コンソーシアム構成員と単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

3 募集に関するスケジュール

企画提案参加者から事前に企画提案参加表明書を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及び提案者プレゼンテーションへの参加を要請する。

(1) 募集期間	令和7年4月10日(木)～令和7年4月24日(木) 午後5時まで ※企画提案募集要領は、連盟のホームページで閲覧・ダウンロードできるほか、下記提出先及び問合せ先で配布する。
(2) 企画提案の参加表明書の提出	企画提案に参加する者は、企画提案参加表明書(様式1)及び添付資料を令和7年4月17日(木) 午後5時までに持参または郵送により1部提出すること。 【添付資料(各1部を添付)】 ①単独事業者、コンソーシアムの構成員で島根県内に事務所を有する者の島根県税に関する納税証明書(発行後3か月以内のもの、コピー可) ※コンソーシアムの構成員で、島根県内に事務所を有しない者(島根県に納税義務のない者)は、本店が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書(発行後3か月以内のもの、コピー可) ②税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書(発行後3か月以内のもの、コピー可) ※①及び②は全社必要 ③過去の類似事業実績(様式自由・同規模程度の実績があれば優先的に添付する。) ※全社必要 ④会社等組織概要(会社案内、要覧、定款等) ※全社必要 ⑤コンソーシアムによる参加の場合は、コンソーシアム協定書の写し ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3) 参加資格通知予定日	令和7年4月18日(金)
(4) 質疑の受付	質疑がある場合は、必ず企画提案質問書(様式2)にて令和7年4月17日(木) 午後5時までに持参またはメールにより提出すること。
(5) 質疑の回答方法	質疑回答は、企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑をとりまとめてすべて同じものを回答する。なお、回答は企画提案参加表明書に記載された連絡担当者に対して、メールにより送信するので、必ずメールアドレスを記載すること。 なお、メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しないので注意すること。
(7) 質疑の回答予定日	令和7年4月18日(金)
(8) 企画提案書提出期限	令和7年4月24日(木) 午後5時
(9) 提案審査(書類選考)	企画提案書をもとに、審査委員で協議の上決定する。
(10) 企画提案者への採否通知	令和7年4月30日(水)を予定
【提出先及び問い合わせ先】 公益社団法人島根県観光連盟 営業課 担当：渡部、三島 〒690-8501 島根県松江市殿町1 TEL：0852-21-3990 FAX：0852-22-5580 E-mail：n-watanabe@shimakanren.or.jp	

4 企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	・企画提案書は、『旅行会社招聘・企画会議等運営業務 委託仕様書』を元に作成すること。(様式は任意とし、様式3を参考に作成すること。) ・用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。(図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。)
(2) 提出方法	5部(正本1部、コピー4部) 令和7年4月24日(木)午後5時までに持参または郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時(土日祝は除く)までとし、郵送の場合は郵便書留により午後5時までに必着のこと。
(3) その他の書類	・見積書は本書を1部提出すること。 - また、見積書の写し企画提案書にそれぞれ綴り込むこと。
(3) 企画提案等に係る留意事項	・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②上記(1)作成方法に適合しないもの ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ④虚偽の内容が記載されているもの ・企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり5,000円(消費税等含む)を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加資格が無いとしたものに対しては支給しない。企画提案にかかる経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。 ・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。 ・企画提案の採否は、文書で通知する。 ・採用した提案は、連盟により内容を変更することがある。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。

5 審査方法等

(1) 審査方法	・提出された企画提案書に基づき、審査会において次項の評価基準により審査を行い、業務の内容に適する企画提案を提出した者(1者を予定)を本業務の委託候補者として選定する。 ・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、委託候補者を選定しない事がある。
(2) 審査内容	(ア)業務処理体制 業務を円滑に実施できる体制となっているか。 (イ)行程・視察内容 業務目的の意図に沿った内容となっているか。 提案者ならではの企画が盛り込まれているか。 (ウ)企画会議内容

	業務目的の意図に沿った会場の確保および会議進行の提案がなされているか。 (エ)アンケート方法 (オ)類似業務の実績 (カ)見積価格 委託業務の目的に照らし、費用対効果の観点も含めて、最大限の成果を期待しうる適正な見積金額となっているか。
(3)応募者の採否通知	令和7年4月30日(水)を予定 提案者全員に通知する。

6 契約手続等

(1)委託期間	契約締結日から令和7年6月30日まで
(2)提案見積上限額	1,650,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内とします。 ※上記見積金額には、仕様書に記載の一部事項を除き、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、連盟との打ち合わせに要する費用を含む。
(3)契約方法等	委託候補者と委託内容、委託料について協議のうえ、委託契約を締結する。契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。 基本的に採択された企画内容により契約を締結するが、連盟が委託候補者と協議し、企画内容を変更する場合がある。
(4)委託料の支払	原則として精算払とする。
(5)一括下請けおよび再委託の禁止	業務の全部または主たる部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。
(6)契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
(7)個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)を遵守すること。
(8)契約書及び業務仕様書	別途作成・提示する。